

[研究ノート]

## 台湾・香港の中学校における問題行動を起こす生徒の支援

An Educative Approach to Discipline and Counselling Services for  
Behavioural Difficulties in the Junior High School of Taiwan and HongKong

山 田 美 香 (名古屋市立大学)

Mika YAMADA

張 汝 秀 (文藻外語学院)

Chang JU-HSIU

---

*Studies in Humanities and Cultures*

---

No. 14

名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』抜刷 14号  
2011年2月

**GRADUATE SCHOOL OF HUMANITIES AND SOCIAL SCIENCES**

NAGOYA CITY UNIVERSITY  
NAGOYA JAPAN  
FEBRUARY 2011

[研究ノート]

## 台湾・香港の中学校における問題行動を起こす生徒の支援

### An Educative Approach to Discipline and Counselling Services for Behavioural Difficulties in the Junior High School of Taiwan and HongKong

山田美香 (名古屋市立大学)

Mika Yamada

張汝秀 (文藻外語学院)

Chang Ju-Hsiu

**要旨** 本研究は、主に、台湾、香港の教育行政機関のホームページより資料を得て、中学校における問題を起こす生徒に対する支援を研究するものである。台湾、香港では中学校でのカウンセリングが充実し、台湾では、普通学級では十分に手当てができない生徒の取り出し授業が資源班で行われていた。香港では、問題行動を起こす生徒に対して、教育局、社会福祉署、懲教署など、多様な官公庁にまたがる連携がある。そのため、学校のみが独立して問題行動を起こす生徒の教育を行わず、生徒支援に対する社会資源が分散されている。

**キーワード** : 「台湾」「香港」「中学」「問題行動」「生徒指導」「輔導」

#### はじめに

本研究は、問題行動を起こす生徒に適した中学校段階の教育支援を研究するものである。日本においては、少年審判で少年院送致となった少年には、その少年に適した矯正教育が行われているが、学校では、問題行動を起こす生徒に適した教育が行われていない<sup>1</sup>。問題行動を起こす生徒は普通学級に籍はあるものの、授業についていけなかったり、教室内に居場所がなかったりと、実質、彼らの教育が保障されていない状態にある。

このような状況を改善するための文部科学省の平成20年度「S. S. W. 活用事業」は、スクールソーシャルワーカー、S. S. W. が、スクールカウンセラーと共に問題を抱えた生徒をケアする新しい試みである<sup>2</sup>。S. S. W. は、「社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有する者のほか、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績等がある者」を指し、「①問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け、②関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整、③学校内におけるチーム体制の構築、支援、

④保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供、⑤教職員等への研修活動等から適切に遂行できる者を選考できる」とされている<sup>3</sup>。しかし、現在、S. S. W. を置く学校はほとんどなく、スクールカウンセラーとの並置が望まれているが、スクールカウンセラーも非常勤であるため S. S. W. の設置は難しいと思われる。

一方、台湾では、問題を抱える生徒にも多様な学びが保障されている。例えば、日本のスクールカウンセラーに対応する輔導（guidance）の教師が常駐し、カウンセリング、生徒の生活上の問題の支援、さまざまな活動に関する支援を行っている。また、普通学校内に資源班が設けられ、普通学級では、十分に手当てができない生徒の取り出し授業が行われている。資源班はそこで学ぶ生徒の多くが障害を有することから、先行研究には、発達障害がある生徒、障害がある生徒の研究が多い<sup>4</sup>。台湾では、融合教育の理念のもと、生徒の教育権の保障のため、資源班の教育が行われているのである。このほか、中学3年で毎週6時間から14時間、技芸教育を行う技芸教育班もある<sup>5</sup>。

香港では、問題を抱える生徒に対して、訓育（生徒指導）、輔導、スクールソーシャルワークで支援をしている。1990年教育統籌委員会第四号報告書で「全校参与（Whole School Approach）」を建議して以来、各中学では「全校参与」の訓育と輔導を推進してきた<sup>6</sup>。香港における輔導も、台湾の学校における輔導と同義である。また、拙稿<sup>7</sup>で述べたように、香港では、1970年代から教会が設立した特別支援学校としてのJuvenile School、さらには職業先修学校、実用中学（1990年代が中心）がある。

本研究は、問題行動を起こす生徒のための通常学級から分離した教育の可能性を探るため、台湾、香港を例に、その法規、制度設計、学校と他機関との連携の基本的な状況を整理するものである。日本で発表された先行研究には、王美玲の台湾の不登校に関する研究<sup>8</sup>、大久保正廣の台湾、韓国の学校における懲戒規定に関する研究<sup>9</sup>などがある。台湾では、謝秋珠<sup>10</sup>、范玉保<sup>11</sup>、楊奇芬<sup>12</sup>、吳美枝<sup>13</sup>、余宗晉<sup>14</sup>、林千瑄<sup>15</sup>、王俊鑫<sup>16</sup>、張志強<sup>17</sup>、香港では、CHUN Ping Kit Roxco<sup>18</sup>、Tong Chi Chung Eddy<sup>19</sup>、Heidi Sook Yin Sham<sup>20</sup>など大変多くの研究がある。

（文責：山田美香）

## 1. 台湾の少年犯罪

2009年の児童（7-12歳）・少年（12-18才）犯は9,316人<sup>21</sup>おり、2008年に比べ125人減少したが、2010年7月（5,548人）の同期に比べると、児童・少年犯は267人増加した<sup>22</sup>。全体的に、児童・少年の犯罪は量的に緩和しているように見えるが、少子化傾向がますます進行している台湾社会で、却って犯罪率が増加している。つまり、「犯罪率上昇は、近年の少子化の影響である」<sup>23</sup>と指摘されているとおりである。

これまで、児童・少年の最も多い犯罪事由は窃盗罪であったが、ここ数年減少する傾向がある。

1990年代から児童・少年犯罪の要因は心理的要因が増加し、2008年に40.67%に達し、犯罪要因のトップとなった。次は社会的要因（17.27%）、家庭的要因（14.54%）であり、学校的要因は0.49%と、最も低い要因である<sup>24</sup>。学校的要因は主に学校生活への不適応と学校の不適切な対応によるものである。1996年の法務部の調査では、24.53%の青少年犯が途中で中学に行かなくなった<sup>25</sup>。途中で学校に行かなくなった<sup>26</sup>者の犯罪率は学校に行く児童・生徒の3-5倍だと指摘されている<sup>27</sup>。

しかし、学校に行かない児童・生徒の犯罪率は1999年の3,685人（46%）から2008年の720人（18.38%）へ減りつつある<sup>28</sup>。これは、1998年から施行してきた「中途輟学学生通報及復学輔導方案」の実績だと言える。

「国民中小学中途輟学学生通報及復学輔導辦法」第二条では、「学校に行かない」というのは、①無断で三日間以上学校を休む、②三日間以上入学手続きをしない、③転校の場合、三日間以上転入の手続きをしない、という三つの類型が規定されている<sup>29</sup>。学校に行かない生徒の犯罪行為は、1999年の3,685人（46%）から2008年の720人（18.38%）へと減少している<sup>30</sup>。学校に行かない生徒が減少したのは、1998年に施行した「中途輟学学生通報及復学輔導方案」、つまり学校に行かない生徒を復学させるための法令が効果を表したためである。

少年犯罪に関して、1979年、行政院（内閣）は「予防少年児童犯罪方案」を公布し、2007年6月改正した。中央・地方の機関及び地域の社会資源が共同に連携することによって、児童・生徒の犯罪予防を図った。また、夏休み中に青少年の心身が健全に発達できるよう、2003年に「暑期保護青少年—青春方案」を施行し、身体の訓練、レジャー、学習など様々な活動を企画した。「青春方案」の実施に合わせて、法務部は2004年に「法務部推展児童少年暑期犯罪予防活動実施計画」を定め、児童・生徒の保護的措置及び犯罪予防の宣伝を強化した。一方、児童・生徒が犯罪に利用されるのを避け、健全な心身の発達が確保されるため、内政部（内務省）は児童及び少年の福祉を促進する委員会を設立し、児童・生徒にかかわる問題を解決し、各部会の調整を行っている。

## 2. 台湾の学校における問題行動のある生徒の輔導

台湾では、政府機関や地方自治体が調査・研究・施策を実施し、問題行動のある生徒に指導、輔導を行っている。生徒の問題行動への指導、輔導に関しては、中央は教育部に設置された訓育委員会に、地方は各県、市の教育局に設けられた関連部門に職掌される。訓育委員会は、児童・生徒の非行や犯罪などの問題を防止するため、学校教育における法教育、男女の両性教育、学校に行かない問題、矯正教育、生徒の保護に関する方針や問題への調査・指導などの職務を遂行し、各地方政府（各自治体）への様々な助言を行う。これに対し、各教育局の関連部門は地域・学校との緊密な連携を強め、学校における問題行動のある生徒への指導、輔導を支援し施策を講じる。

例えば、2005年、高雄市教育局の組織編制では中学校教育にかかわる施策の企画と推進、教育課程などを担当する「第二科国民中学教育」に「中輟個管中心」（学校に行かない生徒の管理センター）と「学生心理諮商中心」（生徒の心理カウンセリングセンター）が設けられた。各国民中学における学校に行かない生徒の問題と生徒の心理カウンセリングを支援し、また手に負えない特別なケースに積極的に介入している。

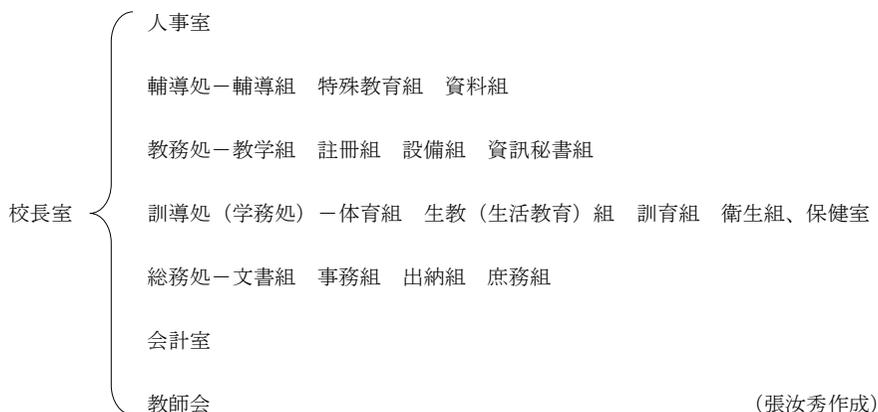


図1 学校組織図

従来、各学校における問題を起こす生徒への対応は、生徒指導と輔導で対応してきた。

1996年、教育改革審議委員会が提出した報告書では、学校教育の組織的・体系的な取組みが十分でなく、「学校側は生徒指導と輔導を合わせ、生徒のための輔導の新しい体制を作るべきである」という意見が示された。

この提案に基づき、1998年8月、教育部は「建立学生輔導新体制—教学、訓導、輔導三合一整合実験方案」<sup>31</sup>を公表した。この方案は、学校教育において教育、生徒指導、輔導という三者が機能する体制を確立するものである。各教師が、教育、生徒指導、輔導の統合理念を理解し実践する能力を身につけ、効果的に地域の社会資源と連携し、生徒指導の新体制を行うことを目標とした。また、各教師は、自ら一、二名の問題を抱えた生徒を指導する、「認輔」(mentoring)への参加が勧められるようになった。国民中学の「輔導室」を「輔導処」に改名し、専任の輔導を行う教師及び専門のカウンセラーを配置し、さらに病院との連携を取り、心理的な治療と輔導を行うことになった。これによって、校内の組織編制、教員研修及び評価、地域社会との連携などに変革が迫られた。

校内の教職員全体と地域社会との連携によって、問題を抱えた生徒への輔導・支援は、一次予防、二次予防、三次予防の三段階に分けられ行うことになった。まず、普通学級に適応できない生徒を対象とする一次予防は、各科目担当の教師、担任の教師、問題を抱えた生徒を指導する教

師、生徒指導・輔導業務に従事する教職員を中心に注意・助言を行う段階である。二次予防は、担任の教師、問題を抱えた生徒を指導する教師、生徒指導・輔導業務に従事する教職員を中心に三日間以上の欠席や問題行動のある生徒への勧告・支援を行う段階である。最後の三次予防は長期欠席、暴行傷害事件などの問題を起こした生徒を対象に生徒指導・輔導業務を行う教職員および地域社会における相談支援の専門家などを中心に通報・協力を行う段階である。要するに、一次予防では教師による注意、二次予防では校内の支援、三次予防では学校と関連機関との連携による生徒への支援をするものである。

校内で手に負えないケースは、直接、各警察局の少年警察隊や各教育局の関連部門に支援を求めるのが一般的である。高雄市の学校に行かない生徒への指導や行方不明者の捜査などは、教育局の「学校に行かない生徒の管理センター」、または少年警察隊に支援・協力を要請する。一方、種々の悩み・問題を抱える生徒が専門的な対応を必要とする場合、教育局の「生徒の心理カウンセリングセンター」に支援を求め、心理的な助言・援助を受けることができる。

このような校外の関連部門には、教育部の訓育委員会、各警察局の少年警察隊、内政部の社会司、各教育局の関連部門、民間のボランティア団体などがある。特に、2003年2月、教育部は学校に行かない生徒の復学を実現するため、「教育部補助直轄市、県市政府及民間団体辦理追蹤、輔導與安置中輟生復学原則」<sup>32</sup>を公布し、財政的補助を行い、地方自治体と民間団体の積極的な参与を奨励し、学校に行かない生徒への復学支援をより具体化した。これらの取り組みは、例えば、資源型「学校に行かない生徒」向けのクラス（各自治体が希望のある学校内で設立したクラス）、協力型「学校に行かない生徒」向けのクラス（各自治体、民間団体、宗教団体などの相互連携によって適切な教育課程及び輔導を提供するクラス）、「学校に行かない生徒」向けの学校などの施設があり、生徒の復学、自立を目指した環境の調整および援助を行っている<sup>33</sup>。

2008年8月1日から2009年7月31日までの一年間の学校に行かない児童・生徒の比率は、国民小学で児童の0.05%、国民中学で生徒の0.45%を占めた。復学率はそれぞれ86.5%（国民小学）と82.99%（国民中学）であった<sup>34</sup>。学校に行かない原因は個人の心理的な要因（1,979名）が最も高く、次は家庭（1,463名）、社会（962名）、学校（599名）、その他（40名）の順である<sup>35</sup>。三つの類型の中で最も問題となっているのは、無断で三日間以上学校を休む生徒であり、その一般的な取り扱い、図2のように行われる。つまり、学校内の輔導だけではなく、校外のサポートチームの協力・支援によって、無断で三日間以上学校を休む生徒の復学を図っているのである。

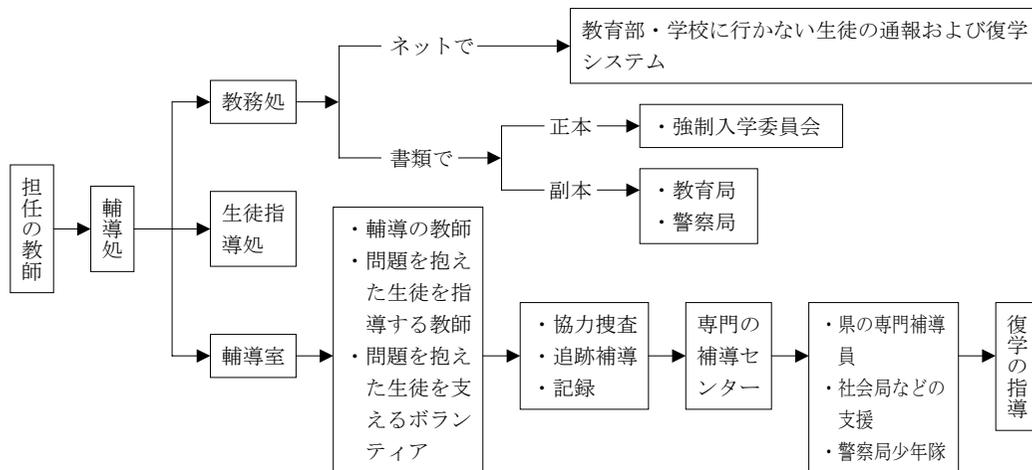


図2 無断で三日間以上学校を休む生徒の処遇

出典：「中輟通報與復学流程」

<http://www.sgps.tcc.edu.tw/mediafile/770005/fdownload/118/38/2009-4-23-11-16-43-38-nf1.swf>, より作成  
2010年8月31日

### 3. 資源教室、資源班

1968年に「九年国民教育実施条例」が公布された。その第十条に「国民小学は本来の国民小学を基礎として、……（省略）……身体・能力的な問題、また、知能の問題がある者、および資質が優秀な者に対し、特別支援教育を施し、適切な就学機会を与えるべきである」<sup>36</sup>という規定がある。1997年5月に改訂された「特殊教育法（以下、特別支援教育法と記す）」によれば、特別支援教育は、心身に障害を有する生徒の教育と資質が優秀な生徒の教育の二種類に分かれている。特別支援教育は普通教育と同様に、適性な教育を求め、生徒の潜在力を十分に発揮できるようにすることを目的としている。心身の障害は、知的障害、視覚障害、聴覚障害、言語障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、重度情緒障害、学習障害、重複障害、自閉症、発達遅滞およびその他の障害の12項目を指す。

「特別支援教育法」第十条の規定、および当時の立法委員（国会議員）と民間の特別支援教育団体からの要請に応じるため、教育部は1997年に特別支援教育工作小組（特別支援教育にかかわる部署）を設置し、特別支援教育政策にかかわる業務、心身の障害を有する生徒の教育業務などの特別支援教育に関する行政事務を行うことになった<sup>37</sup>。就学前及び義務教育段階の特別支援教育は直轄市または県市の教育行政機関が担当した。

台湾における病気療養の生徒への教育類型には、①特別支援学校、②資源教室・資源班あるいは巡回する教師による教育、③学校内の特別支援学級、④混合式の普通学級、⑤病院付設学級、⑥在宅教育<sup>38</sup>の六種類がある。学習障害のある生徒の教育は資源教室で対応するのが一般的であり、国民中学の教育では融合教育（inclusive education）という教育理念が重要な役割を果たして

いる。

2009年の統計によれば、就学前から中学校まで、普通学校に就学する児童・生徒は72,139人（就学前：10,523；小学：39,280；中学：22,336）で、特別支援学校の児童・生徒はわずかに2,237人である<sup>39</sup>。普通学校に就学する児童・生徒のほうが特別支援学校より圧倒的に多いことから、台湾における融合教育はかなり進展していると言えよう。

資源教室・資源班（resource room）<sup>40</sup>とは、一部の時間を利用して特別な教育を行う措置で、特別支援教育と一般教育との架け橋に位置づけられる。資源教室・資源班を利用する生徒は普通学級で学習が遅れている生徒<sup>41</sup>と特別支援学級にいる軽度発達障害がある生徒の二種類である。授業についていけない生徒は、通常、普通学級で授業を受けるが、一部の時間を利用して資源教室・資源班で学習の遅れを取り戻す。一方、特別支援学級にいる軽度発達障害のある生徒は一部の時間を利用し、資源教室・資源班で学習支援を受け、普通学級に入ることを目的とする。

資源教室・資源班の中で不分類資源班とは、主に軽度心身障害のある生徒を対象とするが、心身の障害を区別せず行う特別支援教育の措置をいう。つまり、心身の障害をもつ生徒は普通学級にしながら、一部の時間を利用して資源教室・資源班で特別な教育支援を受け、普通学級での学習をよりよく進めることができる。

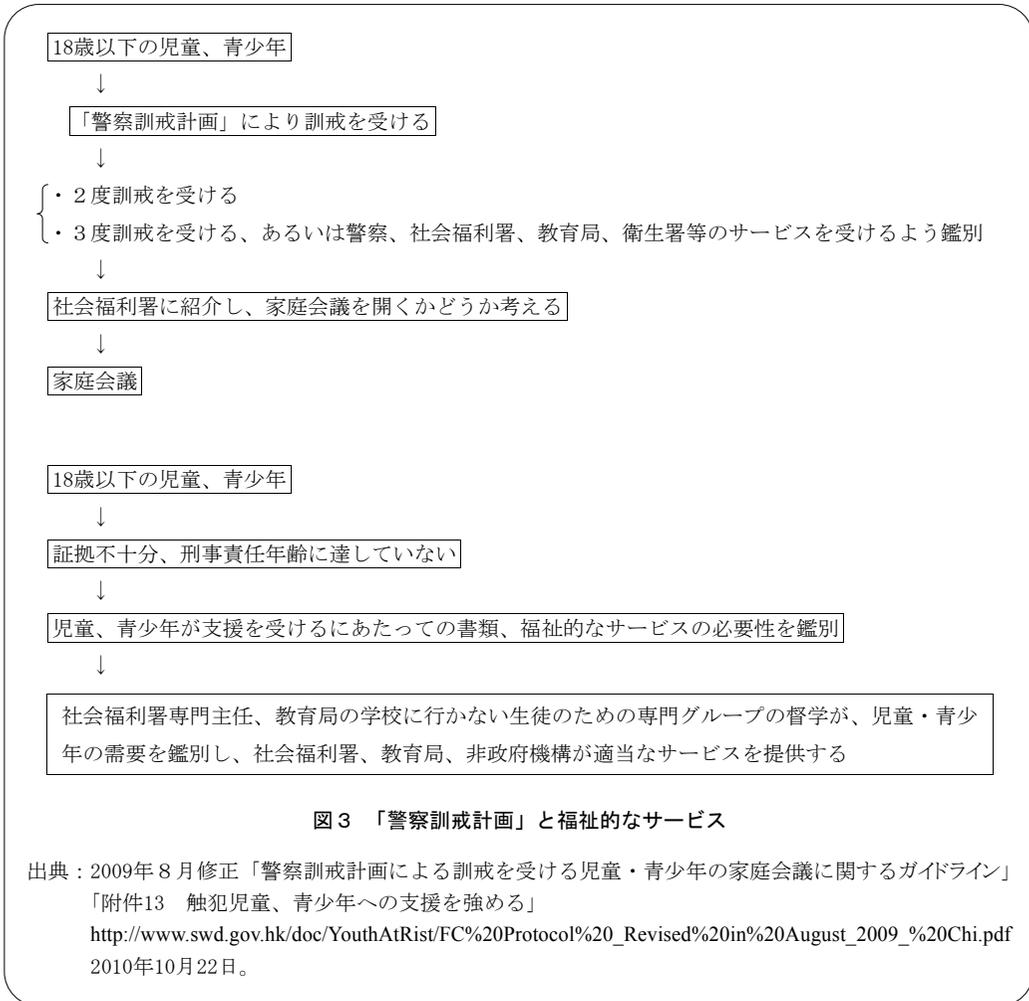
現在、問題行動がある生徒で、学習上の問題や発達障害を有している者の一部は資源教室・資源班で学んでいる。

（文責：張汝秀）

#### 4. 香港の少年犯罪

香港には、2009年、8,690人の青少年犯があり、そのうち少年（10-15歳）は4,016人、青年が4,574人であった<sup>42</sup>。

さて、香港で少年が罪を犯す要因としては、特に、教育的要因が強調されてきた。「青少年の1970年代、80年代の犯罪は、学校生活が5つの要因の一つとして挙げられている。犯罪少年は学校生活が面白くなく、彼らにとって吸引力もないもので、多くは学校をやめるか、学校側から退学処分されるなど、学習動機が比較的低い」<sup>43</sup>というのが、代表的な意見である。中学が義務教育ではなかった1970年末までは、小学校をやめた児童への対応、職業教育の必要が提言された<sup>44</sup>。しかし、「香港は中国社会で、中国では子どもの教育、成績に大変関心も持つ」<sup>45</sup>ことから、学校で十分なケアがなされれば問題行動の減少につながる可能性もあった。



2003年7月改訂された少年犯条例で、刑事責任の最低年齢は7歳から10歳となり、児童の無能力犯は従来とおり10歳から14歳となった<sup>46</sup>。つまり、小学生に対する教育的配慮から刑事責任年齢が引き上げられたのである。

図3は、18歳以下の児童、青少年が警察から訓戒を受けた場合、受けない場合のフローチャートを示した。訓戒を受けた者、福祉的なサービスを受けるよう鑑別された者は関係者と保護者として家庭会議が行われる。一方、訓戒を受けない、証拠不十分や刑事責任年齢に達していない者は、社会福祉署、各地区の福祉事務所、教育局の専門グループが、個々の需要やサービスの必要を鑑別し、適したサービス機関を紹介している<sup>47</sup>。

香港で、少年に限定して支援を行っている機関としては、「少年犯罪撲滅委員会」、「青年事務委員会」、「危機青少年服務委員会」がある。「辺縁青少年服務委員会」（1993年）の委員は、社会福祉署、勞工及福利局、保安局、民政事務局、教育局、香港警務處、衛生署、禁毒常務委員会、

家庭與学校合作事宜委員会、高等教育機関、教育局、非政府機構<sup>48</sup>の者からなっている。

しかし、こと、学校と各機関の連携は、警察学校連絡計画<sup>49</sup>のみが挙げられており、青少年に対する公的サービスの中心に学校は位置付けられていない。警察学校連絡計画は、警察の中学校への巡回を指している。

1995年5月、犯罪撲滅委員会は、「学校は工夫し、問題を抱えた生徒の収容を工夫すべきだ。一部の生徒のため、比較的職業教育を重んじ、学術的な教育を少なくし、多様なカリキュラムを作るよう」<sup>50</sup>提案した。また、「ついていけない生徒のために輔導クラスをつくり、保護者と教師の間のコミュニケーションを行う。生徒にスクールソーシャルワーカーの支援を多く提供し、ある地区の学校資源をネットワーク化し共同利用ができるよう制度化する。その他、教育機関は、政策を定め、学校が気軽に生徒を除籍にしない、留年させない、強制的に退学させたりしないようにすべきである」<sup>51</sup>などの報告がなされ、香港の教育界は生徒の就学を支援する方向に転向すべきだとした。

## 5. 学校における問題行動を起こす生徒の生徒指導・輔導

香港では、問題行動を起こす生徒に対して、まず、生徒指導、輔導が行われる。

1999年教育署学生訓育組「学生訓育工作指引（生徒指導に関するガイドライン）」には、「訓育」は、「多様な意味」があるが、「大部分の教師は訓育は規律、すなわち規則を遵守することとみなしている」<sup>52</sup>と書かれている。

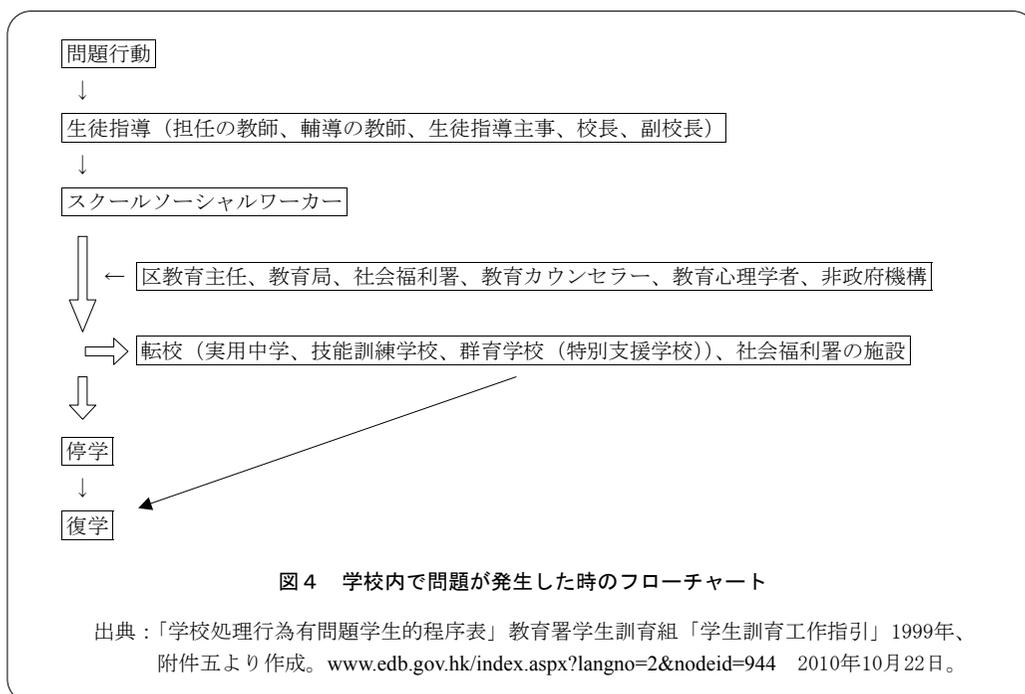
生徒指導は生徒指導主事の責任だけではなく、生徒の行為基準を作成するときは、校長、教師、保護者代表、生徒代表と共に定める<sup>53</sup>べきだとされ、このようなありかたを全校参与式の生徒指導という。

全校参与式の生徒指導と輔導は、学校の「管理と組織」「学習と教育」「校風と生徒支援」について、「学校の教職員が共同の信念を有する」「学校の政策を決定する者は訓育と輔導の要素が校内の教育で融合するようにする」べきだとされている。全校参与式の生徒指導と輔導では、生徒の成長の支援は、「生徒指導と輔導の同僚の教師が、すべての教師と協力し、問題がある生徒を早く識別し、適時、適当な個別の輔導、グループ活動を行う」「学校は合理的な校則や懲罰制度をつくり、必要なときに検討、修正をし、保護者、生徒に理解し、受け入れてもらう。生徒の違反を処理するとき、すべての教師が生徒指導と輔導を結合する情理を兼ねた方法で、生徒をよい方向に導く」<sup>54</sup>と、生徒を「本」とする精神<sup>55</sup>で、生徒指導と輔導を推進すべきだと書かれている。

学校は、「子どもの入学前、毎学年開始時に、保護者に、校内の生徒指導の制度、措置を知らせ」、「一生懸命勉強しない、問題行動がある生徒」について「関連する区域の教育サービス処に相談し、専門的なカウンセリングを求める」<sup>56</sup>ことができる。

第279章第58条教育条例によると、「学校長は、理事会、法団の理事会の指示の下、学校の教育

と規律に責任を負い、この目的のため学校の教員生徒を管轄する権限を有する」と校長の権限が明記されている<sup>57</sup>。しかし、生徒指導上の注意として、「いかなる状況でも学校は規律を維持すると同時に、生徒の自尊心を顧み、現行の法令に適したものであるべきである」<sup>58</sup>と記されている。学校の生徒指導の種類としては、「1 生徒の身体に触れる指導、2 生徒の財物に及ぶ指導、3 生徒の自由に触れる指導、4 生徒の名声に触れる指導」<sup>59</sup>があるが、生徒の身体、財物に及ぶ指導については「在校内捜査学生及其財物的基本原則」で規定されている原則の遵守が求められる。



学校内で、生徒の問題行動が発生した時のフローチャートは図4のとおりである。第一段階では校内で対応、第二段階では関連機関からサービスを受け、その後、第三段階として特別支援学校、職業学校への転校、あるいは、法令によって停学処分となる。

香港の学校にも生徒指導主事がいるが、生徒指導主事の役割は、生徒指導の計画、準備、監督にある。学校運営上、生徒指導主事は校長に対して生徒指導について意見し、生徒指導部の人員配置、生徒指導の資源の配分、生徒指導部とその他の校内分掌との協力、スクールソーシャルワーカーと協力する責任がある<sup>60</sup>とされる。また、校外の政府部門、香港警務処等と連携し、彼らの専門的知識、資源を借りて、生徒に総合的な支援サービスを提供すべきだとされている。香港の場合、政府から補助金が出る大多数の資助小学や一部の官立小学では学校が雇う輔導の教師あるいは輔導を補助するカウンセラーが輔導にあたる<sup>61</sup>。一方、資助中学は校内の輔導の教師が生

徒を輔導<sup>62</sup>し、このほか、学校に駐在する非政府機構のスクールソーシャルワーカーが専門の支援をする<sup>63</sup>。スクールソーシャルワーカーは、生徒個人、家庭、人間関係、学業の問題に協力する<sup>64</sup>者である。

停学については、法令第279. A章第96条で、生徒の停学、除籍解除について、「①常任秘書長は、生徒の素行が悪く不適当で、該校あるいはその他の生徒によく影響を与えると認めた時、絶対的な決定権を持つことができる。校長は、生徒を除籍、或いは時間・条件を指定して生徒を停学にすることができる。②直接利害関係のない校長、あるいは校監が生徒を除籍、停学にする権限を持つ」<sup>65</sup>と、学校、他の生徒の教育活動を妨害する者に対しては義務教育段階の中学生であっても停学が可能となっている<sup>66</sup>。しかし学校は、規則に違反した生徒に3日を超える停学を命令した場合は、必ず教育局常任秘書長に知らせなければならない<sup>67</sup>。生徒が中学生の場合、学校は正式に保護者に誠告、通知をし、教育局常任秘書長の批准を得る前に、生徒を除籍処分にしてはいけない<sup>68</sup>という。

では、学校内では、どのような生徒指導上の問題点があるのだろうか。

「訓輔人員專業手冊」では、生徒指導上のよくある問題点としては、「散漫」「集中しない」「授業をさぼる」「盗み」「不良グループを作る」「持ち物を忘れる」「制服をだらしく着る」<sup>69</sup>という点が挙げられている。「何度言っても改めない」、「生徒の背景が複雑」、「心から反省しない」、「保護者が学校の対応に反発する」<sup>70</sup>と、指導の効果が十分に表れないという問題もある。生徒指導、輔導のマニュアルには、「暫定的に不良行為を厳しく懲らしめても、青少年の心身の発達の段階の助けとはならない。かえって青少年が反権威的、自暴自棄になる」<sup>71</sup>と、次のように生徒の気持ちを尊重した支援が示されている。

- ・生徒の立場に立ち、どうしてそのような状況になったのか、今でも継続しているのか、その原因を探す
- ・生徒の前では、先生の「権力」を誇示せず、権威的な口調で生徒に話をしない
- ・反発をしたり、規則違反をする生徒に対しては、早めに分かりやすく温かくその行為をやめさせる。正しい習慣をもつよう生徒に優しく勧め、肯定的な口調で生徒が冷静になるようにする
- ・教師が、生徒の背景を察しつつ生徒指導、輔導を進め、良好な態度で生徒を教育すれば、関係は保持できる<sup>72</sup>。

## 6. 関係機関との連携

非政府機構、その他関連機関が、問題を抱えた生徒に対する教職員教育を行っている。

2005年、香港最初の犯罪予防教育センターとして設立された香港善導会の犯罪予防教育センタ

一は、「青少年のための互助活動を行い、学校のいじめ、物質的な誘惑、友達の誘い、薬物などに対して、自我の保護・法を守る意識を育てている」<sup>73</sup>。

また、香港遊楽場協会は、「学校に行かない」生徒の問題に関心を持ち、1996年蒙太平山扶輪社の賛助で、「非常学堂」を実験的に推進した<sup>74</sup>。1995-2000年、「学校に行かない」児童・生徒は、概年齢の0.25%<sup>75</sup>であったが、「学校からの紹介で非常学堂に来る」<sup>76</sup>こともあったという。

alternative educationとしては、非政府機構が学校を設立したり、教育署（現教育局）が、中学20校で、異なる学びをするクラスのプログラムを支援した<sup>77</sup>。

## おわりに

問題を抱えた生徒がどうして逸脱行動をするのか、その背景は台湾と香港では大きく違わないが、校内での対策、関連機関の協力体制、学校制度が異なる。台湾、香港共に、学校の中で、生徒指導、輔導が充実し、台湾では資源班が利用されていた。香港では、問題行動を起こす生徒に対して、生徒指導、輔導、スクールソーシャルワークでケアをする。また、教育局管轄の特別支援学校、社会福祉署管轄の少年福祉機関、懲教署管轄の矯正機関などが連携している。そのため、学校のみが独立して問題行動を起こす生徒の教育を行うということではなく、社会資源が分散されている点が香港の特徴であろう。

日本では、生徒が問題行動を起こすと、他の生徒に迷惑になるという理由から、教師からノンフォーマルに家に帰るよう指導がある。そうすると問題を抱えた生徒は、自分に適した援助を受けるところか、義務教育段階にもかかわらず教育を受けることが保障されなくなる。日本では、台湾、香港の第一段階の校内の生徒指導、輔導さえ十分に行っておらず、ただ問題を抱えた生徒の対応に終始している。第二段階での関係機関との連携、生徒を支援する多様な公的機関、民間の社会資源を支える第三段階の制度設計もなされていない。

このようにみえてくると、台湾、香港の事例は次のように整理できる。

第一に、台湾型は、生徒指導、輔導を中心に生徒のケアを行い、さらに資源班を設け、学校全体で多様な生徒の存在を認めている。

第二に、香港型は、校内で予防的な生徒指導や輔導を充実させ、その上で、問題行動を起こす生徒に教育を受けるモデルを複数用意している。また、教会の青少年事業にも触れたが、香港では民間の資源が豊かで、教育行政の支援の不足を埋めることに成功している。

（文責：山田美香）

本研究は 日本学術振興会平成22年度（2010年度）科学研究費補助金（基盤研究（C））「台湾・中国・香港・韓国における戦前・戦後の不良・犯罪少年の教育権の保障」代表者山田美香（課題番号：22530824）によるもので、アジア教育学会第5回大会（2010年10月31日、於：九州大学箱崎キャンパス）での、張汝秀・山田美香「台湾・香港の学校における問題を抱えた生徒（不良少年）の支援」の発表原稿を修正したものである。

- <sup>1</sup> 「内閣府の障がい者制度改革推進会議では、インクルーシブ教育システムへの転換に向け、すべての子どもの学籍を原則的に居住地の小・中学校の通常学級に置く『学籍一元化』や就学先の決定を本人・保護者に委ねる『選択権の保障』を政府に求めている」。日本教育新聞平成22年6月21日。
- <sup>2</sup> 文部科学省『S. S. W. スクールソーシャルワーカー 実践活動事例集』平成20年度、p. 2。  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1246334.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1246334.htm) 引用年月日2010年10月22日。
- <sup>3</sup> 同上。
- <sup>4</sup> 倉田新、賀夏梅・池本喜代正「台湾の特別支援教育教員養成に関する一考察」『宇都宮大学教育学部教育実践総合センター紀要』第22号、1999年4月、シャオ・ユーエン・池本喜代正「台湾における障害児の個別化教育計画に関する一考察」『宇都宮大学教育学部教育実践総合センター紀要』第30号、2007年7月。
- <sup>5</sup> 謝秋珠「國中中輟復学生的需求與輔導策略之研究」国立台湾師範大学公民教育與活動領域研究所教学修士論文、2003年、p. 69。
- <sup>6</sup> <http://www.edb.gov.hk/index.aspx?nodeID=6317&langno=2> 引用年月日2010年11月26日。
- <sup>7</sup> 山田美香「香港の学校における不良少年の戦後史」、国際アジア文化学会『アジア文化研究』第17号、2010年6月、pp. 49-59。
- <sup>8</sup> 王美玲「台日中学生の登校回避感情に関する考察」山口大学大学院東アジア研究科『東アジア研究』6、2008年、pp. 81-92、王美玲「台湾における中途輟学（不登校）研究の動向と問題点」『やまぐち地域社会研究』(3)、2005年、pp. 61-72。
- <sup>9</sup> 大久保正廣「中学校における懲戒規定--台湾・韓国の事例から」『福岡大学大学院論集』38(2)、2006年、pp. 163-180。
- <sup>10</sup> 謝秋珠「國中中輟復学生的需求與輔導策略之研究」国立台湾師範大学公民教育與活動領域研究所教学修士論文、2003年。
- <sup>11</sup> 范玉保「國中生輟学成因、問題與輔導之研究--以某中途学校為例」台北市立師範学院国民教育研究所修士論文、2003年。
- <sup>12</sup> 楊奇芬「合作式中途学校課程與教学之個案研究」国立台北師範学院課程與教学研究所以修士論文、2001年。
- <sup>13</sup> 吳美枝「中輟学生問題與輔導之行動研究」国立中正大学犯罪防治研究所修士論文、2001年。
- <sup>14</sup> 余宗晉「國中輔導教師之中輟防治角色知覺、困境及其支援需求之調查研究」国立彰化師範大学輔導與諮商学系所修士論文、2009年。
- <sup>15</sup> 林千瑄「中輟生中介教育設施實施情形之研究：以一所合作式中途班為例」国立嘉義大学教育行政與政策發展研究所修士論文、2008年。
- <sup>16</sup> 王俊鑫「少年交付社會福利或教養機構安置輔導處遇之研究—司法與社福系統之媒合」東吳大学社會学系修士論文、2009年。
- <sup>17</sup> 張志強「國民中学訓育組長業務相關法律知識之研究」国立台湾師範大学公民教育與活動領導学系在職進修碩士班修士論文、2008年。
- <sup>18</sup> CHUN Ping Kit Roxco, "RESPONSES TO DELINQUENCY IN HONG KONG SECONDARY SCHOOLS: TOWARDS AN INTEGRATIVE APPROACH", Thesis submitted to the University of Hong Kong for the Degree of Doctor of Philosophy, October, 2006.
- <sup>19</sup> Tong Chi Chung Eddy, "The Police Cadet School in Hong Kong : is it an effective means to prevent juvenile delinquency?", University of Hong Kong, 2000.
- <sup>20</sup> Heidi Sook Yin Sham, "A case study of an interdisciplinary project for Form 2 students with unsatisfactory academic performance : exploring the collaboration between social worker and teacher", University of Hong Kong, 1986.
- <sup>21</sup> 法務部犯罪問題焦点、<http://www.moj.gov.tw/public/Data/035153522448.doc> 引用年月日2010年6月23日。
- <sup>22</sup> 法務部犯罪問題焦点、<http://www.moj.gov.tw/public/Attachment/09615174472.xls> 引用年月日2010年9月3日。

- <sup>23</sup> 法務部保護司編『97年少年児童犯罪概況及其分析』法務部、2009年8月、p. 2。
- <sup>24</sup> 同上、p. 40。
- <sup>25</sup> 郭静晃『中途輟学青少年之現況分析及輔導』洪葉文化事業有限公司、2001年、p. 2。
- <sup>26</sup> 王美玲は、「生徒の『学校に行かない』行為に対し『中途』綴学という用語に統一され」と書いている。「台湾における中途輟学（不登校）研究の動向と問題点」『やまぐち地域社会研究』（3）、2005年、p. 63。
- <sup>27</sup> 郭静晃『中途輟学青少年之現況分析及輔導』洪葉文化事業有限公司、2001年、p. 2。王美玲は、中途綴学問題と少年犯罪について先行研究をまとめている。「台湾における中途輟学（不登校）研究の動向と問題点」『やまぐち地域社会研究』（3）、2005年、pp. 67-68。
- <sup>28</sup> 法務部保護司編『97年少年児童犯罪概況及其分析』法務部、2009年8月、p. 36。
- <sup>29</sup> 林武雄「台湾中輟生之處置與輔導」中国文化大学社会学系主編『当代台湾地区青少年兒童福利展望』楊智文化、2002年、pp. 358-360。
- <sup>30</sup> 同上、p. 36。
- <sup>31</sup> 建立学生輔導新体制実験方案 [http://teacher.caes.tyc.edu.tw/~cjd2004/theme\\_1.html](http://teacher.caes.tyc.edu.tw/~cjd2004/theme_1.html)  
引用年月日2010年7月26日。
- <sup>32</sup> 教育部補助直轄市、県市政府及民間団体辦理追蹤、輔導與安置中輟生復学原則  
[http://www.tceb.edu.tw/tceb\\_post\\_data/browse.php?id=114](http://www.tceb.edu.tw/tceb_post_data/browse.php?id=114) 引用年月日2010年9月26日。
- <sup>33</sup> 郭静晃『中途輟学青少年之現況分析及輔導』洪葉文化事業有限公司、2001年、pp. 58-71。
- <sup>34</sup> 「97学年度教育部全国中輟統計數據分析」<http://www.edu.tw/displ/index.aspx> 引用年月日2010年9月2日。
- <sup>35</sup> 同上。
- <sup>36</sup> 教育部『第四次中華民國教育年鑑』（上）正中書局、1976年、p. 332。
- <sup>37</sup> 「教育部特教小組成立沿革及現況」[http://www.edu.tw/SPECIAL/content.aspx?site\\_content\\_sn=7355](http://www.edu.tw/SPECIAL/content.aspx?site_content_sn=7355)  
引用年月日2010年7月25日。
- <sup>38</sup> 「特別支援教育沿革與現況」 「心身障害」 [http://3d.nioerar.edu.tw/2d/special/outline/outline\\_0302.asp](http://3d.nioerar.edu.tw/2d/special/outline/outline_0302.asp)  
引用年月日2010年7月17日。
- <sup>39</sup> 教育部編『九十八年度特別支援教育統計年報』教育部、2009年8月31日、p. 51。
- <sup>40</sup> 孟瑛如『資源教室方案 班級經營與補救教学』第二版、五南、2006年、pp. 15-29。
- <sup>41</sup> 程希諾主編『特殊教育導論』考用、2009年、3-018。
- <sup>42</sup> 「2006年上半年から2010年上半期の青少年犯」[http://www.police.gov.hk/ppp\\_tc/09\\_statistics/csd.html](http://www.police.gov.hk/ppp_tc/09_statistics/csd.html)  
引用年月日2010年10月22日。
- <sup>43</sup> 陳錦祥・李炎昌・陸偉国「香港針對預防犯罪的青年工作之理念及模式」香港青年協會・上海市青年聯合會主編『預防犯罪与青年工作—沪港兩地的探索与实践』華東理工大学出版社、2005年、p. 5。
- <sup>44</sup> 同上、p. 6。
- <sup>45</sup> RACHEL, SO, SHUK WAH “Upsurge of Juvenile Delinquency in HongKong”, HongKong school of professional and continuing education University of Hongkong, 1997, p.24.
- <sup>46</sup> 2009年8月修正「警察訓戒計画による訓戒を受ける児童・青少年の家庭會議に関するガイドライン」p. 1。  
[http://www.swd.gov.hk/doc/YouthAtRisk/FC%20Protocol%20Revised%20in%20August\\_2009\\_%20Chi.pdf](http://www.swd.gov.hk/doc/YouthAtRisk/FC%20Protocol%20Revised%20in%20August_2009_%20Chi.pdf)  
引用年月日2010年10月22日。
- <sup>47</sup> 同上、p. 2。
- <sup>48</sup> [http://www.swd.gov.hk/sc/index/site\\_pubsvc/page\\_young/sub\\_seryouthrisk/id\\_districtoyo/](http://www.swd.gov.hk/sc/index/site_pubsvc/page_young/sub_seryouthrisk/id_districtoyo/)  
引用年月日2010年5月31日。
- <sup>49</sup> [http://www.police.gov.hk/ppp\\_sc/11\\_useful\\_info/youth/pslp.html](http://www.police.gov.hk/ppp_sc/11_useful_info/youth/pslp.html) 2010年10月19日
- <sup>50</sup> 陳錦祥・李炎昌・陸偉国「香港針對預防犯罪的青年工作之理念及模式」香港青年協會・上海市青年聯合會主編『預防犯罪与青年工作—沪港兩地的探索与实践』華東理工大学出版社、2005年、p. 9。

- <sup>51</sup> 同上。
- <sup>52</sup> 教育署学生訓育組『学生訓育工作指引』1999年2月、2.1。  
[www.edb.gov.hk/index.aspx?langno=2&nodeid=944](http://www.edb.gov.hk/index.aspx?langno=2&nodeid=944) 引用年月日2010年10月22日。
- <sup>53</sup> 同上、2.6。
- <sup>54</sup> 「揉合訓育及輔導工作」綱要 <http://www.edb.gov.hk/index.aspx?nodeID=6319&langno=2>  
引用年月日2010年11月26日。
- <sup>55</sup> <http://www.edb.gov.hk/index.aspx?nodeID=6316&langno=2> 引用年月日2010年11月26日。
- <sup>56</sup> 教育局『学校行政手冊』（2010年5月28日更新）、p.41。
- <sup>57</sup> 教育局訓育及輔導組、陳燕春弁護士「訓輔工作と法律知識」講座、2010年4月15日、p.1。  
[www.edb.gov.hk/FileManager/TC/Content\\_6293/legal%20issues.doc](http://www.edb.gov.hk/FileManager/TC/Content_6293/legal%20issues.doc) - 2010-04-26 引用年月日2010年10月22日。
- <sup>58</sup> 教育局『学校行政手冊』（2010年5月28日更新）、p.41。
- <sup>59</sup> 教育局訓育及輔導組、陳燕春弁護士「訓輔工作と法律知識」講座、2010年4月15日、p.7。「学生の校則に対する挑戦の処理」。
- <sup>60</sup> 教育署学生訓育組『学生訓育工作指引』1999年2月、3.1。
- <sup>61</sup> 教育局『学校行政手冊』（2010年5月28日更新）、p.46。
- <sup>62</sup> 同上。
- <sup>63</sup> 同上。
- <sup>64</sup> 同上。
- <sup>65</sup> <http://www.legislation.gov.hk/> 引用年月日2010年5月31日。
- <sup>66</sup> 大久保正廣「中学校における懲戒規定—台湾・韓国の事例から」『福岡大学大学院論集』38(2)、2006年、p.179。
- <sup>67</sup> 教育局『学校行政手冊』（2010年5月28日更新）、p.42。
- <sup>68</sup> 同上、p.43。
- <sup>69</sup> 訓輔人員專業手冊以正面規律為取向、第一章訓輔人員常見的困難1.3難以处理的紀律問題、  
<http://www.hkdca.org/handbook/apx3-01.html> 引用年月日2010年5月31日。
- <sup>70</sup> 訓輔人員專業手冊以正面規律為取向、第一章訓輔人員常見的困難1.4处理紀律問題的難處、  
<http://www.hkdca.org/handbook/apx3-01.html> 引用年月日2010年5月31日。
- <sup>71</sup> 訓輔人員專業手冊以正面規律為取向、第三章積極進取之師生關係3.1師生關係之和諧校園的基石、  
<http://www.hkdca.org/handbook/apx3-01.html> 引用年月日2010年5月31日。
- <sup>72</sup> 訓輔人員專業手冊以正面規律為取向、第三章積極進取之師生關係3.2師生關係是影響人的基礎、  
<http://www.hkdca.org/handbook/apx3-01.html> 引用年月日2010年5月31日。
- <sup>73</sup> <http://www.teenguard.org.hk/intro.html> 引用年月日2010年5月31日。
- <sup>74</sup> 香港遊樂場協會「非常學堂：由服務輟學青少年到服務頗望輟學學生」、香港社會服務聯會・香港教育專業人員協會『青少年服務與學校合作經驗彙編』田園書屋、2002年、p.181。
- <sup>75</sup> 同上、p.184。
- <sup>76</sup> 同上、p.188。
- <sup>77</sup> Y.Wing.Lo, Dennis S.W.Wong,Gabrielle Maxwell“Measures alternative to prosecution for handling unruly children and young persons:overseas experiences and options for HongKong”Security Bureau, 2003, p.9.